

【小施策評価(令和元年度実績評価)】

小施策の総合計画における位置付け

| | | | | | |
|------|-----|-----------------|------------------|-------|---------|
| 基本目標 | 1 | 人がいきいきと暮らすまちづくり | 小施策 主管課等 | 総務課 | |
| 施策 | 7 | 人権尊重・男女共同参画の推進 | 評価 責任者 | 嵯峨 秀俊 | 内線 2630 |
| 小施策 | 7-1 | 平和・人権啓発の推進 | 評価 シート 作成者 | 小林 敬 | 内線 2631 |

小施策の概要

| | | |
|--|---|---|
| 現状と課題(総合計画実施計画から転記) | ⇒ | 取組の方向性(総合計画実施計画から転記) |
| 平和・人権啓発の推進に関しては、市民アンケート調査において、「人権擁護委員を知っている」と答えた市民の割合が減少してきており、人権相談や啓発活動を行う盛岡人権擁護委員協議会などの関係団体との連携を強化するとともに、人権擁護委員が行う各種の啓発活動を周知する機会を増やす必要がある。 | | 全ての人々が、お互いを理解しながら個人を尊重し合う平和な社会を実現するために、人権尊重の精神や平和の尊さなどの意識啓発活動を推進する。 |
| 対象(誰(何)を対象として行うのか) | ⇒ | 意図(具体的に対象をどのような状態にしたいのか/対象+成功状態) |
| 市民 関係機関 | | 平和の尊さ、核兵器の恐ろしさが理解される。人権擁護の精神が培われる。 啓発活動が盛んになる。 |

小施策の成果指標の達成状況・評価(令和元年度実績)

| 実績値の推移 | | | | 実績の評価 | |
|---|-----|-------|---|-------|---|
| 指標 | 単 位 | 目指す方向 | 成果点 | ⇒ | 成果の要因分析 |
| 指標① まちづくり評価アンケート調査「盛岡市が非核平和都市宣言をしていることを知っている」と答えた市民の割合 | % | ↗ | <p>・原爆写真パネル展を市内3箇所で開催し、多くの市民に戦争の悲惨さ、核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを啓発することができた。</p> <p>・戦没者追悼式には211人の市民が参加し、恒久平和を願う機会とすることができた。</p> | ⇒ | <p>・原爆写真パネル展について、広報、ホームページ掲載、報道機関への積極的な周知を行ったことによる。</p> <p>・原爆写真パネル展について、児童向けの資料を加えるなど内容の充実を図ったことによる。</p> |
| 当初値 (H25) 35.7 | | | R1目標値 40.0 | | R6目標値 50.0 |
| | | | | | |
| 指標② まちづくり評価アンケート調査「人権擁護委員がいることを知っている」と答えた市民の割合 | % | ↗ | <p>・盛岡人権擁護委員協議会事業補助金により同協議会の運営が円滑に行われ、各種人権啓発活動による人権擁護思想の普及や人権相談による人権擁護活動が多くの市民へ行われた。</p> <p>・盛岡・二戸・宮古地域人権啓発活動ネットワーク協議会盛岡部会(盛岡地方法務局、盛岡人権擁護委員協議会、同法務局管内8市町で構成)や盛岡人権擁護委員協議会盛岡部会が行う各種人権啓発活動に対し、盛岡市としても積極的に協力した。</p> | ⇒ | <p>・管内市町の人権擁護委員で組織される盛岡人権擁護委員協議会へ管内各市町が補助することにより、同協議会の活動がより効率的に充実したものになったと考えられる。</p> |
| 当初値 (H25) 22.3 | | | R1目標値 30.0 | | R6目標値 40.0 |
| | | | | | |
| | | | 問題点 | ⇒ | 問題の要因分析 |
| | | | <p>・今後、平和の尊さ、核兵器の恐ろしさへの理解が風化するおそれがある。</p> | ⇒ | <p>・戦争を体験した人の割合が、相対的に低下していることによる。</p> |
| | | | <p>・人権擁護委員の活動への認知が広がっていない。</p> | ⇒ | <p>・啓発方法が限定されており、広く市民を対象としたものが少ないことによる。</p> |

今後の方向性(令和2年度以降)

| | |
|---|--|
| 評価を踏まえた取組の方向性 | <p>★…R2年度着手済または着手予定 ☆…R3年度以降の着手を検討</p> |
| <p>★ 原爆写真パネル展を今後も継続する。</p> <p>★ 原爆写真パネル展の展示資料について若い世代を対象とした内容を充実させる。</p> | |
| <p>★ 盛岡人権擁護委員協議会事業補助金を今後も継続する。</p> <p>★ 人権擁護委員が行う各種人権啓発活動について、報道機関への情報提供を積極的に行うとともに、市のホームページやFacebook、twitterを活用した周知等を積極的に行う。</p> <p>★ 人権擁護委員が行う人権相談事業について、市広報や市ホームページ等で周知を図るほか、市民が利用する商業施設等で開催するなどの工夫をして、人権擁護委員の活動の周知や認知度の向上を図る。</p> | |